

事業系ごみの **適正処理**をお願いします

事業系ごみとは、会社やお店（個人事業者も含む）などから出る事業活動に伴って生じた廃棄物のことです。なお、事業活動とは店舗、事務所、工場などの営利を目的としたものだけでなく、病院、学校、官公署などの公共のサービス等を行っている事業も含まれます。

事業系ごみは、その種類や量にかかわらず、『**家庭ごみの集積場所に出すことはできません!**』下記内容を参考に適正に処理をしてください。

事業系ごみの分別

事業活動に伴って生じる廃棄物は、業種や廃棄物の材質により、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。市ごみ処理施設で処理できるのは事業系一般廃棄物のみで、主に生ごみや紙ごみです。

種 類	代表的な品目	注意点等
可燃物	 <p>食品の食べ残し 木、草 リサイクルできない紙類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市ごみ処理施設へ直接搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託し、処理してください。 ○業種によっては産業廃棄物となります。 ○刈草、剪定枝等は再生利用業者へご相談ください。
リサイクルできる紙類	 <p>新聞紙 雑誌 ダンボール シュレッダー紙</p> <p>コピー用紙</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市ごみ処理施設へは搬入できません。 ○一般廃棄物収集運搬許可業者および古紙業者へ引き取りを依頼するか、自らが古紙業者へ搬入してください。 ○次のような禁忌品は取り除いてください。クリップ、ファイルの金具、シール、粘着テープ等。詳しくは別紙「古紙に混ぜないでください」をご覧ください。 ※事前に一般廃棄物収集運搬許可業者および古紙業者へ相談してください。
その他	 <p>缶・びん・ペットボトル 粗大ごみ(木製に限る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員等の飲食に伴うものに限る。 ○木製以外の粗大ごみは産業廃棄物となります。

産業廃棄物	事業活動によって生じる廃棄物のうち、法令で定められているもの	○市ごみ処理施設へは搬入できません。産業廃棄物の許可業者へ委託し、処理してください。 ※詳しくは徳島県環境整備課 (TEL621-2269) までお問い合わせください。
	<p>燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじんなど</p> <p>※次のようなものは、特定の業種においてのみ産業廃棄物となります。</p> <p>紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体</p>	

一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

業者名	電話	備考	業者名	電話	備考
アットワンス(株)(旧中口清掃)	631-4652		(株)毎日クリーン	652-3695	
(株)三幸クリーンサービスセンター	0120-538-352		(有)みどり清掃	632-9288	
太陽清掃	664-1628		宮田クリーン	631-3877	
(有)堤商店	080-0200-1841		(有)山岡清掃社	632-3049	
(有)南海クリーン	668-0044		(株)ヤングクリーン	0120-56-4008	
林清掃クリーンサービス	632-2010		ワコウクリーンサービス(株)	626-2639	
			サカエ清掃	652-0113	地区限定
			(有)徳島清掃管理センター	628-2254	地区限定